

堺市職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の人事評価に関する規則（平成25年規則第146号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、局長級職員又は部長級職員が被評価者となる場合の人事評価は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 局長級職員 局（区役所を含む。以下同じ。）の重点課題等（局の長以外の局長級職員にあっては、当該局長級職員が所掌する業務に関する重点課題等）について、その解決に向けて果たした役割及び成果を、市政理解及び職務遂行過程を含めて総合的に評価すること。

(2) 部長級職員 部（部に相当する室、所、館その他の内部組織を含む。以下同じ。）の重点取組、組織管理等（部の長以外の部長級職員にあっては、当該部長級職員が所掌する業務に関する重点取組、組織管理等）に対して果たした役割及び成果を、市政理解及び職務遂行過程を含めて総合的に評価すること。

第7条第1項及び第2項第1号中「及び部長級に係る業績評価」を削り、同条第3項中「局長級職員」の次に「又は部長級職員」を加える。

別表第5部長級の項を削り、同表中備考1から備考3までを削り、備考4を備考1とし、備考5を備考2とし、備考6を備考3とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。